

直送済

平成17年(ラ)第10008号 保全抗告申立事件

抗告人 有限会社エフエービジョン

相手方 日本テレビ放送網株式会社

答 弁 書

平成17年8月10日

知的財産高等裁判所民事第3部 御中

〒100-8222 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所 (送達場所)

電話 03 (6266) 8508

FAX 03 (6266) 8408

相手方代理人弁護士 松田政行



同 齋藤浩貴



同 吉羽真一郎



同 上村哲史



第1 保全抗告の趣旨に対する答弁

- 1 本件保全抗告をいずれも棄却する。
- 2 保全抗告費用は抗告人の負担とする。
との裁判を求める。

第2 はじめに

1 本件の概要

本件は、抗告人事務所で受信されるテレビ番組が、海外に在住する利用者等のインターネットを通じて録画予約により、抗告人事務所に設置されたパソコンにおいて録画され、録画ファイルが利用者へ送信されるという抗告人のサービス（録画ネット。以下「本件サービス」という。）が問題となったものである。

本件においては、著作隣接権侵害の有無に関し、抗告人に複製行為の主体性が認められるかが争点となった。

仮処分決定及び認可決定は、抗告人に複製行為の主体性を認め、抗告人による著作隣接権侵害を認定した。

2 抗告人の主張に理由のないこと

保全抗告状において、抗告人は、複製行為の主体性は抗告人に認められない旨主張し、その理由として、①複製行為の主体性は、管理・支配の帰属等の衡量により判断されるべきではない、②①を前提として、本件サービスにおける放送番組の複製行為の主体性は利用者に単独で認められ、利用者の複製行為は私的複製に当たり、これに業者が関与したとしても利用者の行為が変化することはありえず、抗告人には主体性が認められない、③主体性を管理・支配等を衡量して判断するとしても、テレビパソコンの所有権は利用者に移転していること、抗告人の本件サービスはテレビパソコンの販売とそのハウジングサービスに過ぎないこと等から、抗告人は複

製主体といえない等主張している。

しかし、①について、複製行為の主体性を、管理・支配の帰属等から総合的に判断すべきことは、そもそも主体性の判断は法的評価の問題であり規範的判断は不可避であるところ、昭和63年5月15日最高裁判決及びそれ以降の裁判例においても、著作権侵害行為の主体性は、管理・支配・利益の帰属等の観点から総合的に判断されていることから明らかなとおり、管理・支配の帰属等による総合的な判断が合理的なものであることは明らかである（なお、認可決定は、本件の主体性の判断は、利用者の管理支配性等と債務者の管理支配性等を比較衡量して判断すべき旨述べるが、債務者（被告人）が複製行為の主体といえるかどうかを判断するためには、端的に債務者の管理・支配性等を総合判断すれば足りると考えられる。）。

また、②は、前提が誤っており、またその論理自体飛躍があり理由がないことは明らかである。なお、自然的観察によっても、本件サービスにおける放送番組の複製は、被告人が構築したテレビパソコン、テレビアンテナ等の機器類及びソフトウェアが有機的に結合した録画システムが、インターネットを通じた利用者の録画予約を引き金に行うものであり、複製行為の主体性は被告人に認めることができる。

更に、③について、被告人は、テレビパソコン、テレビアンテナ等の機器類及びソフトウェアが有機的に結合した録画システムのうち、被告人が利用者に販売したテレビパソコン及びその内部のソフトウェアの一部以外を所有し、この録画システムを設置・管理し、本件サービスは日本の放送番組を複製して視聴させるサービスである旨宣伝し、利用者はこれに応じて本件サービスを利用し、被告人はその対価を得ているのであって、被告人のサービスは到底単なるハウジングサービスというべきものではなく、たとえテレビパソコンは利用者に購入させてその所有権を利用者に移転させるという形式をとっていたとしても、本件サービスにおける放送番組の

複製行為の主体性が原告人に認められることは明らかである。

従って、原告人の主張に理由のないことは明らかである。

- 3 以上のとおり、原告人の主張に理由はなく、認可決定は維持されるべきことは明らかであるが、以下、念のため、原告人の保全抗告の理由第2以下について、順に反論する。

第3 保全抗告の理由第2「不服の内容」に対する反論

1 「1 変質前の本件サービスにおける放送の複製の主体について」

(1) 「(1) 著作権法30条1項等」について

ア 「ア」について

原告人は、原決定が適法と指示する行為のみが適法だとすると、インターネット等のインフラ・文明の利器を利用する利益が奪われてしまうと主張するが、かかる主張は失当である。インターネット等の文明の利器の利用はコンテントの著作権者等の有する権利との調和の上で成り立っているのであり、インターネット等の文明の利器の発展それ自身が、業者による著作権等の権利を侵害する違法な利用を正当化するわけではない。

イ 「イ」について

原告人は、業者の関与がなく海外在留邦人のみが複製の主体であると認められる場合、業者がどのような態様で関与したとしても、その関与行為は、幫助または教唆以外ありえないとして、原決定の論理は破綻していると主張する。

しかし、かかる原告人の主張は、原決定が、ある一定の事実関係の下で、海外在留邦人のみが複製の主体であるといった認定しながら、当該事実関係と同一の事実関係の下で、更に業者の関与の態様を評価し、当該複製が共同行為と評価される、と説示したと誤解ないしは曲

解したことに基づく主張であり、失当である。

原告人の上記主張は、原決定の第3、1、(1)の説示に対するものであるが、原決定は、「海外に赴任する者が、従来の自宅にテレビアンテナが接続されたテレビパソコンを残しておき、インターネットで自己のパソコンに接続して放送を録画し、それを自己のパソコンに転送する」という本件とは異なる事実関係の場合には、録画についての業者の関与が低い場合として、当該個人の複製行為と評価されるということを出発点とし、そこから業者の関与が高まる方向に事実関係が異なっていく、録画についての業者の関与の程度が相当程度高まったと認められる別個の事実関係の下においては、かかる業者の関与行為は、海外在留邦人との共同行為、すなわち業者と海外在留邦人が複製の共同主体と評価される場合があり、更に業者の関与が高まったと認められる別個の事実関係の下においては業者の単独行為と評価される場合があるとの行為主体性の判断に関する一般論を示しているにすぎない。したがって、原告人の主張は、このような原決定の示した一般論を上述のように誤解ないしは曲解したことに基づく主張であり、全く失当といわざるを得ない。

ウ 「ウ」について

原告人は、原決定が複製の主体の認定は管理支配の程度等を比較衡量して行うというロジックは、前提の理屈に誤りがあると主張するが、かかる原告人の主張も、前述のとおり、原決定の示した一般論についての誤解ないしは曲解を前提とした主張であり、失当である。

また、原告人は、原決定の管理・支配の程度を比較衡量する発想は、クラフ・キヤッツアイ事件最高裁判決（最高裁昭和63年3月15日民集42巻3号199頁）が示した法理を土台としているが、同判決は事例判決であり、著作権法改正によりカラオケ関連案件の処理も可

能になった現在、上記最高裁判理の役割は消滅し、本件のような事例に適用することは不当であると主張する。

しかし、現行著作権法の下でも、カラオケボックスに関する一連の裁判例では、顧客のみが演奏主体であるとすれば、適法な行為（顧客が演奏主体であるとすれば、そもそも公の演奏に該当しないし、仮に該当するとしても、著作権法38条1項によりカラオケ装置による演奏ないし上映あるいは歌唱による演奏はいずれも適法な行為となる。）について、管理支配や利益の帰属により、事業者を利用主体と判示している。また、事案の性質自体はかなり異なるフナイル・ローグ事件においても、業者が自動公衆送信行為及び送信可能化行為の主体と認められるか否かという点につき、管理支配性や利益の帰属等を総合斟酌し、権利侵害の主体性を認定している。このように上記最高裁判が判示するような管理支配と利益の帰属によって利用行為の主体を判断するという基本的枠組みは、利用行為の主体性の普遍的な判断基準として既に確立しているものであって、本件サービスにおける複製行為の主体性の認定にも当然に適用されるべきものである。

また、原告人は、本件のような事例に最高裁判理を適用するのが不当であるとし、その根拠として、①本件サービスの利用者は、自らの行為が著作権法上適法であると信じるのが当然であり、原決定のように「管理・支配の程度等を比較衡量」で主体性を認定することは利用者にとっても業者にとっても不意打ちに他ならない、更には、②業者によるいかなる関与が適法なのかは、あらかじめ国民にそのルールが開示されることを要し、かかる適法・不適法のルールを作成する権限は立法府にあるから、裁判所が主体認定することは権限逸脱である、といった点を挙げるが、原決定は、法律の枠内において法律の文言を規範的解釈し、原告人を複製行為の共同主体であると認定したにすぎ

ず、逐一反論するまでもなく失当である。

(2) 「本件における適用」について

ア 「ア」について

原告人は、原決定が本件放送の複製を行っているのは利用者である
と認定したとの理解を前提として、そうであれば、30条1項柱書の
要件を満たし、その複製行為は適法であるはずであると主張するが、
かかる原告人の主張は原決定を誤解ないし曲解したものであり、失当
である。

すなわち、原決定は、第3、1、(2)イにおいて、「自然的観察により、
各利用者の行為を本件放送の複製行為と認めることに困難はない」と
しているが、これは本件放送の複製を行っているのは利用者だけであ
ると認定したわけではなく、各利用者の行為も複製行為と認められる
と述べているにすぎないのであって、自然的観察によっても規範的評
価としても、業者が利用者と共同して複製を行っていることを何ら否
定したのではない。このことは、原決定が、各利用者と原告人(債
務者)が共同して本件放送の複製を行っている¹と結論付けていること
からも明らかである(例えば、「債務者の行為は、各利用者と共同行為
の関係にある」(第3、1、(2)ア、結論)、「利用者及び債務者が共同行
為者として本件放送の複製を行っている」(第3、1、(4)、まとめ)等
参照)。

なお、各利用者と業者が共同して複製を行っている場合には、家庭
内などの私的領域における零細な規模の複製に限定した著作権法30
条の趣旨に鑑み、同条1項柱書の「使用する者が複製」の要件を満た
さないことはいふまでもない。

イ 「イ 私的複製について」について

まず、原告人は、原決定が、原告人が本件録画システム(テレビバ

パソコン及び一部のソフトウェアを除く)を所有し、かつ設置・管理していることを共同行為の認定の一要素としたことに対し、録画の中心がテレビパソコンにあり、その所有権が利用者にあることをもって録画についての管理・支配が利用者にあると主張する。

しかし、本件サービスにおいて、本件放送の録画は、テレビパソコン、テレビアンテナ等の機器類及びソフトウェアが有機的に結合した本件録画システム(保全異議に対する平成17年2月23日付答弁書別紙1参照)によって行われているのであって、原決定の認定するとおり、かかる録画システムを構成する機器のうち、テレビパソコン及び一部のソフトウェア以外については、抗告人が所有し、システム全体を設置管理しているのは抗告人であるから、テレビパソコンの所有権が利用者にあつたとしても、本件サービスにおける本件放送の複製を管理支配しているのは、抗告人であるというべきである(なお、原決定は利用者と抗告人を共同主体とするが、かかる抗告人の管理支配の程度からすれば、むしろ抗告人の単独主体と評価すべき場合である。)そもそも、複製機器については、その設置管理を誰が行っているかということこそが重要であり、設置管理を離れて当該機器が誰の所有であるかを独立して認定する実益はない。

次に、抗告人は、原決定が抗告人による宣伝と利益の取得を共同行為の認定の一要素としたことに対し、宣伝や利益を得たからといって、複製行為の主体が変動することはないと主張するが、かかる宣伝及び利益の帰属も、上述の本件録画システムの管理と相俟って、本件放送の複製の主体性を裏付ける重要な要素であることはいうまでもない。

また、抗告人は、宣伝文句に惑わされてはならないなどと主張するが、抗告人自ら放送番組の録画を全面に宣伝をしておきながら(甲1の1)、宣伝文句に惑わされてはならないなどというのはそれこそ不合

理である。

さらに、原告人は、本件サービスの対価はハウジングの対価であつて複製の対価ではないと主張するが、本件サービスは日本の放送番組を録画視聴させることを目的としたサービスであり、利用者もそれを期待して本件サービスに加入するのであるから、本件サービスの対価はまさに複製の対価であるというべきである。

なお、原告人は、原決定が管理・支配の程度の判断において原告人が受ける利益を認定したことを批判するが、サービスの主体への利益の帰属の有無は、クラブ・キヤッツアイ事件最高裁判決において管理・支配を裏付ける一つの事情として明示された要素であるので、原決定の認定に何らの誤りはない。

ウ 「ウ 原告人（債務者）の主眼に対する判断について」

(ア) 「(ア)」について

原告人は、原決定が本件サービスは通常のハウジングサービスの範囲を超えていると認定したことに対し、事実誤認も甚だしいと主張する。しかし、本件サービスが典型的なハウジングサービスとは全く異なるものであることについては既に主張してきたとおりであり（保全異議に対する平成17年2月23日付答弁書第5等参照）、本件サービスは、原決定も認定するとおり、通常のハウジングサービスの範囲を遙かに超えていることは明白である。

(イ) 「(イ) 利用者の利益について」

原告人は、利用者の利益をもって原決定を繰々批判しているが、違法なサービスを提供している業者が当該違法サービスの正当化の根拠として利用者の利益を持ち出すこと自体失当である。いわゆる録画代行サービスや違法なファイル交換サービスも、利用者側の利益に資するから存在するのであり、利用者の利益になるのであれば、

著作権者等の権利を侵害してもよいというのであれば、著作権法の存在意義が無意味となってしまう。

(3) 「(3) 変更後の本件サービスについて」

原告人は、原決定のロジックによれば、ホームページサーバー、監視サーバー等を変更すれば、管理支配の程度は変るはずであると主張する。しかし、仮に本件サービスに原告人の述べるような変更があったとしても、依然として原告人が本件録画システムを設置・管理し、本件サービスが海外在留邦人に日本の放送番組を複製して視聴させることを目的としたサービスであることには何ら変わりがない以上、変更後のサービスにおいても、原告人が複製行為を管理・支配していることが認められる。したがって、原決定の認定するとおり、原告人の主張する本件サービス変更は、複製の主体の判断に何ら変更を及ぼすものではない。むしろ、複製の対象である本件放送をテレビパソコンに供給し、複製の全過程が原告人の支配領域内で行われていることに鑑みれば、変更後の本件サービスについても、原告人のみが複製の主体であると評価すべきである。

2 「保金の必要性について」

原告人は、保金の必要性の疎明がなく、また原告人のサービスが放送局に与える影響は絶無であると主張する。

しかし本件サービスを放置しておけば、本件サービスの利用者は、相手方が海外でレンタルしている番組を借りなくなるのは必然であるから、海外でのレンタル事業に影響が生じるおそれがあることは自明である。

また、海外コンテンツについても、コンテンツホルダーの事業に支障がないよう日本国内に限定して放送許諾を行っているのが通常であり、本件サービスのような違法なサービスを放置すれば、当該海外コンテンツについての放送許諾を受けられないおそれがあることは明らかである。

さらに、最近の報道にもあるとおり、相手方らは、インターネットを通じて放送番組の配信サービスを計画しており（甲18～21）、そのための音楽著作権等に関する各種権利者団体との交渉も順調に進んできている（甲22）。本件サービスは、こうした相手方らの配信サービス等に悪影響を与えることは明白である。

なお、原告人は、本件仮処分が無ければ事業が継続できるため、原告人の支払能力は増進するものであり、本件仮処分こそ、原告人を無資力に陥れるものであると主張するが、原告人が違法行為を継続した場合には損害賠償が増大するだけであり、かかる原告人の主張は、たとえるならば流賊版販売業者が海賊版の違法販売を継続できれば、弁償能力が増進すると主張しているのに等しい。

第4 結論

以上のとおり、原告人の保全抗告申立てには何ら理由がないことから、同申立ては速やかに棄却されるべきである。

以 上

第2日本テレビ(仮)発信!
この秋日本テレビがVOD事業に、本格参入!!!

(05.07.19)

日本テレビは、インターネットを通じて映像コンテンツを有料で配信するVOD(ビデオ・オン・デマンド)の事業を、この秋、本格的に開始致します。

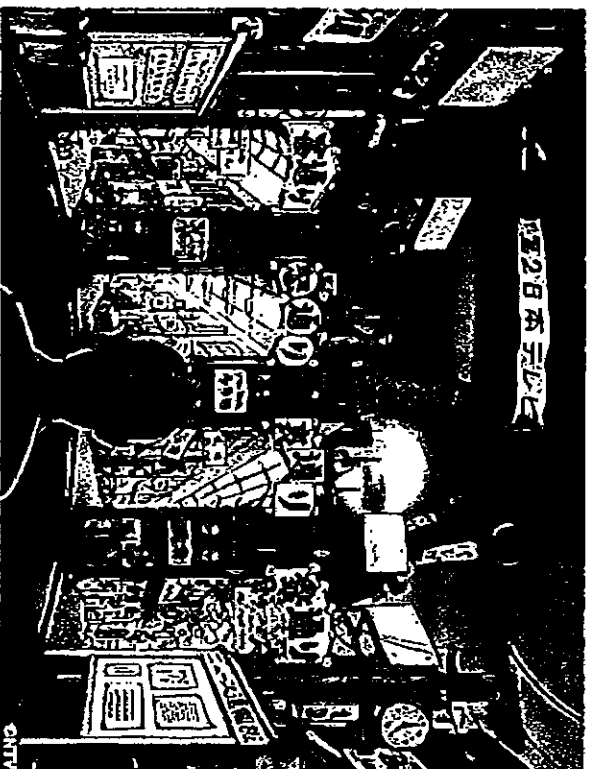
パソコン、携帯など、あらゆる配信路に対して、“映像コンテンツの商店街(モール)”を構築し、総合的な配信事業としてのVOD事業を、放送業界として初めて行います。

日本テレビのバラエタイー、ニュース、ドラマなどのコンテンツを有料で流し、併せて広告収入も上げていくというものです。特徴的なシステムとして、「見たいときに見るVODの特性」に合わせ、短しハブケージでコンテンツを用意します。長く視聴者と向き合うことで培ったコンテンツメーカーとしてのノウハウと、アーカイブという資産を生かし、地上波の番組とは別の形で編集された「VODオリジナルコンテンツ」を日本テレビのクリエイターやニュースの最前線にいる記者たちが次々と送り出します。これは、“映像コンテンツ工場”を持つテレビ局であるからこそできる事業と考えております。

正武スタート後は、早期に会員100万人突破を目標とし、放送外収入の大きな柱として成長させるべく、「人通り、賑わいを作る」事を目標にコンテンツを充実させ、広告営業も積極的に展開していきます。

またブログなどでユーザーに参加を呼びかけ、「送り手」「受け手」の双方向でアナログな更新を目指し、ユーザーの生理に合わせた映像コンテンツの提供をしていきます。

【サービスの概要】



トップページイメージ図：商店街は「番」通り、「惣」通り、「薬」通り、「奥」通りの4つに

分かれており、「運る前にちよつとこんな気分になりたい」という
視聴者のニーズに合わせたコンテンツを提供します。

1. コンテツツ単価

入会は無料
有料コンテツツは、コンテツツ単位で配信(料金等は検討中)

2. 配信形式

ストリーミング方式

3. スタート時のコンテツツ

バラエティー、ショートドキュメント、ニュースパッケージの逐次更新 等

4. コンテツツの長さ

3分～15分 (予定)

5. 今後予定している内容

約18万本あるアーカイブを再パッケージする他、
地上波番組と連動して新しいコンテツツを制作
リアルタイムニュース配信 等を準備していきます

日本テレビ放送網株式会社 総合計画室 総合広報部

| 日本テレビ企業情報 |
| 募集 |

甲 第 20 号 証
H17.7.21(木)付 日本経済新聞(朝刊)

20 号 証

番組DVD化の
 共同出資会社
 TBSとCCC
 TBSとシタル号
 本館を属するカルチュ
 ア・コミュニケーション・タ
 ウン(CC)は、十、十、
 TBS番組のDVD(ラ
 シタル号用(タムシ
 ン)と化を連める共同出
 資会社「TBSエタナリ

「ネット」は八月下旬に
 設立するご発表だ。資
 本金は一億円、出資比
 率はTBSの五二%、CC
 の四九%。放送電話サ
 ービスの共同開
 発「ネット」番組の「
 ターネット」配信も稼働す
 る。



2005年7月25日
株式会社テレビ朝日

甲第
21
号証

ブロードバンド向け番組連動コンテンツの有料配信

当社では、2002年より「ワールド・プロレスリング(NJ+IWTV)」、「カーグラフィックTV」、「ラスト・ザ・ネイション 全国一斉IQテスト」、「仮面ライダー/戦隊シリーズ」などの番組をブロードバンド配信してまいりました。中でも「ラスト・ザ・ネイション 全国一斉IQテスト」は、番組内テストVTRをブロードバンド配信し、携帯電話で答えるという新しいハイビジョンモデルを展開し、放送開始後1ヶ月で数万人の登録(携帯サイト「テレビ朝日コンテント」の会員専用サービス)を記録、これまで販売数の最も多いブロードバンド・コンテンツとなつていきます。

そのなか、これまでのような放送番組の二次的利用ではなく、今回新たな試みとしてブロードバンド向け番組連動コンテンツとして、「内P座談会」を制作し、8月1日から夏期限定で有料配信することになりました。

「内P座談会」は、「内村プロデュース」(レギュラー放送時間:毎週月曜夜11:15〜翌0:10 一部地域除く)放送終了直後より、出演者による番組収録終了後のトークを30分程度ノーカットで紹介、番組ファンに対しブロードバンドとの連動による多面的な楽しみ方を提供してまいります。

当社では、今後もブロードバンドを放送事業と親和性の高いメディアと捉え、様々なメディアミックス展開を想定したコンテンツを開発し、皆様にお届けして参ります。

【配信サービス概要】

名称: 「内P座談会」
開始時期: 2005年8月1日 <夏期限定配信>
料金: 480円/月(税込み、クレジット決済)

※視聴には毎週「内村プロデュース」放送内にて公開されるパスワードが必要となります。

配信サイト: テレビ朝日ホームページ「テレビ朝日オンザウェブ」内
「内村プロデュース」番組公式サイトよりアクセス
URL:<http://www.tv-asahi.co.jp/uchimura/>



< 参考 >

当社では、映像のグローバル配信として、複数のサービスプロバイダーと提携し配信するモデルや、当社が設備を構築し配信するモデル等、様々なビジネスモデルを運用しながら、グローバル戦略を検討・策定しております。ここで、当社が現在サービスを行っているグローバル配信動画配信をご紹介します。

■提携サービスプロバイダーから配信しているサービス

【ケーブルプロレシング(NI+IWTV)】

- 新日本プロレスの各大会、試合映像を配信、および過去試合映像を配信
- 2002年5月～テレビ朝日単独(IWTV)で有料配信開始
- 2002年10月～新日のサイトと合併し「NI+IWTV」開始
- 配信プロバイダー: @nifty, So-net, BIGLOBE, goo, showtime, yahoo !
- 料金: 定額会員制 1050円/月(税込)

【カーグラフツクTV】

- 2002年5月～有料配信開始
- 配信プロバイダー: goo, plala, BROBA, yahoo !
- 料金: 定額会員制 1050円/月(税込)

■自社から配信しているサービス

【特撮動画配信】

- 特撮番組(戦隊、仮面ライダー)のダイジェスト版、映画予告編を配信
- 2003年～有料配信開始
- 配信プロバイダー: 自社構築環境にて配信
- 料金: PPV 方式315円(税込)

【ラスト・ザ・ネイション 全国一斉IQテスト】

- 放送中の出題映像のみを配信
- 2003, および2004年版を配信中
- 配信プロバイダー: 自社構築環境にて配信
- 料金: テレビ朝日ネット会員のみは無償提供

【無料配信コンテンツ】

- ANNニュース、ザ・スクープ、番組宣伝素材などを多数配信

【内P座談会】

※「内P座談会」1回目の広報用スケジュール(1カット)を用意しておりますので、ご希望の社は広報部(03-6406-1515)までお申し付けください。

平成17年3月23日

22

日本経済団体連合会

フロードバンドコンテンツ流通研究会

号証

映像コンテンツのフロードバンド配信に関する
著作権関係団体と利用者団体協議会との合意について

日本経団連では、平成17年3月22日に、「ユンダーラインメント・コンテンツ産業部会」と「フロードバンドコンテンツ流通研究会」の合同会合を開催し、音楽、ゲーム、アニメ、映画、放送等の関係企業と著作権関連団体等が一同に会するなか、映像コンテンツ関連9団体で構成する「利用者団体協議会」が取りまとめた、映像コンテンツのフロードバンド配信に関する著作権関係団体との合意内容について報告を受けました。

「利用者団体協議会」では、「フロードバンドコンテンツ流通研究会」が平成15年6月に公表した『中間とりまとめ』を受け、同年7月以来、著作権関係団体との間で協議を続けてきた結果、このほど、放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信する場合をモデルとした料額について、下表の内容で合意に至ったものです（平成18年3月31日までの暫定料額）。

今後は、合意された料額が一定の目安となり、さまざまな映像コンテンツのフロードバンド配信の検討が一層進むものと期待されます。

◇ 放送局制作のテレビドラマをフロードバンド配信する場合の使用料額の概要
(適用期間：平成18年3月31日まで)

(順不同)

分野	協議先団体	合意内容（当該分野の料額の合計）
文 芸	日本文藝家協会 日本脚本家連盟 日本シナリオ作家協会	情報料収入の2.8%
音 楽	日本音楽著作権協会 (JASRAC)	情報料収入および広告料収入の1.35% (※1)
レコード	日本レコード協会 芸団協・CPRA (※2)	情報料収入の1.8%
実 演	芸団協・CPRA (※2) 等	情報料収入の3.0%

(※1) 使用料規程および細則を適用した料額

(※2) 日本芸能実演家団体協議会・演劇家著作権保護センター

以上

(参考1)

フロードバンドコンテンツ流通研究会の設立について

2002年2月13日
経団連 産業本部

1. 趣旨

フロードバンド・インターネットにおいて、一般国民が、映像等のコンテンツをスムーズに享受できるようにするには、コンテンツに係る権利者と利用者との協力して、著作権等の権利処理を迅速・簡易に行える仕組みの整備を推進する必要がある。そうした取り組みを通じて、権利者、利用者の利益の増進と、コンテンツ産業、フロードバンド関連ビジネスの発展等につながることを期待される。

このため、下記の通り、コンテンツの権利・利用に係る関係団体が相協力して、迅速・簡易な権利処理の仕組み等について検討するフロードバンドコンテンツ流通研究会を設立する。

2. 参加団体

(編集コンテンツ利用者、編集コンテンツ権利者、素材コンテンツ権利者)

日本音楽著作権協会、日本文芸著作権保護同盟、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、実演家著作権隣接権センター、日本レコード協会、日本映画製作者連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、日本動画協会、日本映像ソフト協会、日本民間放送連盟、日本放送協会、衛星放送協会、ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)、映像等配信著作権連絡会

3. 主要活動

(1) 素材コンテンツ権利者のリスト等の整理

(2) 素材コンテンツ権利者の権利も含めた、編集コンテンツ利用契約(権利処理)を極力一括して行える方法(契約方式)の検討

(3) その他の課題への対応

- * 原則各団体1名、代理出席可能、オナジーバー参加可能。会費は無し。
- * 当初は、映像等のコンテンツビジネスに関する検討、ならびに議論の優先順位の検討をしていただく。
- * 必要に応じて部会・分科会を開催する。検討テーマ毎に主査を選任し、会合の運営等をしていただく。
- * 事務局は、当面、経団連とネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)で担当する。

以上

(参考2) 利用者団体協議会について

・ 設 立 平成 15 年 7 月 10 日

・ 目 的 コンテンツ産業、フロードバンドビジネスの発展を通して、コンテンツで利用されている著作権等の権利者（著作権関係団体）、権利の利用者となるコンテンツホルダーやアグリゲーター等、およびエンデューマーのそれぞれの利益増進を図るため、著作権関係団体との共通理解に立った協議のもとに、フロードバンドビジネスのスタート時における暫定的な使用料の料額について検討する。

・ 参加団体

日本映画製作者連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、日本映像ソフト協会、日本動画協会、衛星放送協会、日本放送協会、ネットワーク音楽著作権連絡協議会、映像等配信著作権連絡会、日本民間放送連盟（順不同）

・ 世話人

代表世話人 佐々木隆一・ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)代表世話人(ミュージック・ボット・ジュービー会長)
 世話人 児玉 昭義・日本映像ソフト協会 専務理事・事務局長
 世話人 福田 慶治・日本映画製作者連盟 専務理事・事務局長
 世話人 高橋 実夫・日本民間放送連盟 IPR 専門部会委員
 (テレビ朝日ライツ推進部長)

(参考3) これまでの経緯

・ 平成 14 年 2 月 経団連（当時）が「フロードバンドコンテンツ流通研究会」を設置。著作権等の関係 6 団体と利用者 9 団体の計 15 団体が参加し、フロードバンド環境下における映像コンテンツの配信をめぐる諸課題について検討。

・ 平成 15 年 6 月 「フロードバンドコンテンツ流通研究会」が「中間とりまとめ」を公表。『中間とりまとめ』は、「利用者が協議会を設置する可能性も含めて、利用者団体と著作権関係団体との間で、暫定的な料額設定等について検討を深めること」を提言。

・ 平成 15 年 7 月 上記「提言」を受けて、映像コンテンツ関連の利用者 9 団体が「利用者団体協議会」を設立。著作権関係団体との協議を開始。

・ 平成 17 年 3 月 日本経団連「エンターテインメント・コンテンツ産業部会」と「フロードバンドコンテンツ流通研究会」の合同会合で、合意内容を公表。